監查委員公表

那 監 公 表 第 9 号 平成 27 年 1 月 15 日

那覇市監査委員 新城和範

同 宮里善博

同 翁 長 俊 英

同 亀島賢二郎

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果について(公表)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市民文化部(市民生活安全課) 福祉部(福祉政策課)健康部(健康増進課)の財政援助団体等監査を行った ので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 26 年度

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類及び対象

- 1 財政援助団体監査
- (1)那覇市民生委員児童委員連合会

(所管部局 福祉部福祉政策課)

(2)那覇地区防犯協会、小禄・豊見城地区防犯協会

(所管部局 市民文化部市民生活安全課)

2 出資団体監査

地方独立行政法人那覇市立病院

(所管部局 健康部保健所健康増進課)

第2 監査の期間 平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 25 日まで

第3 監査の範囲 原則として平成25年度の事業を対象に実施した。

第4 事業概要と監査結果等

(財政援助団体監査)

監査は、補助の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、平成 26 年 3 月、6 月に、事業費の一部が着服されるという不祥事が発覚したことを受け、事務の取扱い状況の検証を行うとともに会計経理等が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、主に現金預金の管理について現場実査を行い、関係職員から説明を聴取した。

1 事業の名称 那覇市民生委員児童委員連合会補助金

所管部局名 福祉部福祉政策課

補助金の名称 那覇市民生委員児童委員連合会補助金

補助金の種類 団体運営費補助

法令・要綱名等 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱

補助金の目的

地域における市民の良き相談相手として、民生委員児童委員が地域に密着した活動を行うことができるようにするため、必要な経費を補助し、民生委員児童委員の活動の支援を行う。

補助対象団体 那覇市民生委員児童委員連合会(以下「連合会」という。)

(1) 団体の概要

ア 所在地 那覇市金城3丁目5番地の4

イ 設立年月日 昭和47年2月

ウ 設立の目的

那覇市の管内民生委員児童委員協議会(以下「単位民児協」という。) の資質の向上を図ることにより、地域社会の福祉の増進に努めることを 目的とする。

工 事業内容

- (ア) 単位民児協の指導と連絡調整に関すること
- (イ) 委員の研修に関すること
- (ウ) 資料の収集並びに調査研究、情報交換に関すること等
- (2) 補助金額等

ア 補助金交付額(A) 29,704,000円

イ 総事業費(B)

32,404,778円

ウ 補助金充当率(A/B*100)

91.7%

(3) 監査の結果

ア 那覇市補助金の着服について

(ア) 一部着服の内容

連合会において、経理事務を担当していた臨時職員が市補助金等 を着服する不祥事があった。

主な着服の手法としては、職員の不在時に無断で現金を引出して いたこと、費用弁償及び物品の概算払いの戻し入れをしていなかっ たこと、支払伝票の支出額を改ざんしたこと及び架空の支払伝票を 作成したことによるものである。

連合会からの報告によると、着服の総額は、290万4,291円となっ ている。その内訳は、平成25年度市補助金から153万6,394円、平成 24年度互助会費から20万6,000円、平成24年度市補助金から116万 1,897円となっている。

当該臨時職員は、平成24年度及び平成25年度の会計処理における 着服の事実を認め、連合会へ平成26年2月17日に全額返還している。 返還金290万4,291円のうち227万9,804円は、平成24年度及び25年 度の事業費として充当され、架空伝票により不当に交付された補助 金418,487円については、市へ返還する予定である。

(イ) 不正経理の発生要因

当該臨時職員は、平成15年から連合会に採用され長年経理事務を1 人で担当してきた。

不正経理の要因は、印鑑を施錠管理していなかったこと及び経理 事務の処理に当たって、管理監督者による支払伝票と領収書等の十 分なチェックがされていなかったこと、さらに帳簿と通帳の照合が なされていなかったことによるものである。

イ 指摘事項等

【那覇市民生委員児童委員連合会】

(ア) 現金・預金の管理について

連合会において、印鑑が施錠管理されていなかったため、職員の 不在時に臨時職員が印鑑を持ち出し、一般会計等から290万4,291円 を着服する不祥事があった。

管理監督者は、印鑑の管理を徹底するとともに、帳簿と通帳を照合し、その結果を少なくとも月1回は報告書を役員へ提出するなど 経理事務の見直しを検討されたい。

(イ) 証憑書類の不備について

連合会に係る出納事務の証憑書類を審査した結果、次のとおり改善すべき事項があった。

- a 連合会の全体研修の際に支出された費用弁償は、単位民児協16 団体中10団体は団体の代表者により代理受領されていたが、各出席者が受領した証拠書類はなかった。
- b 事務局長の決裁が漏れている支払伝票及び領収証の日付がない ものがあった。
- c 経理事務については、手続きを経ることなく流用等が行われている科目があった。

経理事務においては、支払伝票に添付された領収証等の証憑書類が 適切であるか職員によるチェックを行い、適正な予算執行に努められ たい。

【福祉政策課】

(ア) 補助金の返還について

連合会において、臨時職員が市補助金等を290万4,291円着服する不祥事があり、その後平成26年2月17日に全額返還された。返還額のうち、連合会の互助会費20万6,000円を除いた市補助金227万9,804円は事業の未払分に充当された。

なお、架空の伝票が作成され不当に交付された補助金418,487円については、那覇市補助金等交付規則第17条に基づき返還するよう措置されたい。

(イ) 連合会の補助金額の決定について

連合会の補助金について、連合会から提出された平成25年度実績報告の収支決算額は2,961万1,822円であるにもかかわらず、2,970万4,000円で補助金が交付され、9万2,178円の差額が生じている。また、当該収支決算額の臨時職員賃金等については、平成24年度分の支払額27万2,777円が含まれている。

那覇市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、実績報告書を改めて精査し適正な補助金額を確定されたい。

(ウ) 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱について

連合会の補助金は、那覇市社会福祉事業補助金交付要綱により交付されているが、同要綱は他の社会福祉事業にも活用できるように規定されているため、当該補助金の事業目的、対象経費等が具体的に明記されていない。現行要綱の見直しを行うか、又は個別に交付要綱を作成されたい。

2 事業の名称 那覇・豊見城地区防犯協会補助金

所管部局名 市民文化部市民生活安全課

補助金の名称 那覇市防犯事業補助金

補助金の種類 事業費補助

法令・要綱名等 那覇市防犯事業補助金交付要綱

補助金の目的

犯罪や非行のない、明るく安全で住みよい地域社会の実現を目指した活動事業に対し必要な経費を補助し支援を行う

補助対象団体 (1) 那覇地区防犯協会

(2) 小禄・豊見城地区防犯協会

設立の目的

犯罪のない地域社会の建設を目指し、住民の防犯思想の普及高揚並びに 各防犯団体の円滑な運営と発展を促進させるため、各種事業を推進することを目的とする。

事業内容

- (1) 防犯に関する企画、調査、研究
- (2) 防犯に関する広報
- (3) 防犯設備の指導改善等

補助対象団体

【那覇地区防犯協会】

(1) 団体の概要

ア 所在地 那覇市与儀1丁目2番9号

イ 設立年月日 昭和50年6月14日

(2) 補助金額等

ア 補助金交付額(A) 1,496,485円

イ 総事業費(B) 6,918,300円

ウ 補助金充当率(A/B*100) 21.6%

【小禄・豊見城地区防犯協会】

(1) 団体の概要

ア 所在地 豊見城市字瀬長17番8号

イ 設立年月日 平成9年12月11日

(2) 補助金額等

ア 補助金交付額(A) 411,000円

イ 総事業費(B) 2,718,700円

ウ 補助金充当率(A/B*100) 15.1%

監査の結果

(1) 事業費の一部着服の概要について

ア 一部着服の内容

小禄・豊見城地区防犯協会において、経理事務を担当していた臨時職員が市補助金等を着服する不祥事があった。同協会の経理事務全般及び預金通帳と印鑑の保管管理を一任されていたことから、無断で預金口座から現金が引き出されていたものである。

同協会からの報告によると、着服の総額は424万873円となっている。

その内訳は、平成25年度市補助金から30万5,394円、特別会計の車両購入積立金から128万2,348円、20周年積立金166万525円、当該臨時職員が事務を兼務していた地域安全協力会から43万4,606円、金融機関防犯連絡会から55万8,000円となっている。

なお、当該臨時職員は同協会へ平成 26 年 6 月 24 日に全額返還している。

イ 不正経理の発生要因

同協会においては、当該臨時職員が1人で経理事務担当していた。 不正経理の要因は、1人の職員に通帳と印鑑の両方の管理を任せて いたこと及び予算執行に当たっては管理監督者による入出金の十分な チェックが行われていなかったことによるものである。

(2) 指摘事項等

ア 補助団体

【那覇地区防犯協会】

那覇地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、 預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で 行っており、管理監督者による定期的な確認が行われていない。この ような状況は、将来において不正な事務処理を誘発する原因となる。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的に確認し、内部統制の強化を図られたい。

【小禄・豊見城地区防犯協会】

小禄・豊見城地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っていた。管理監督者による定期的な確認が行われていなかった。そのため職員による補助金着服の不祥事が発生した。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的に確認し、内部統制の強化を図られたい。

イ 【市民生活安全課】

(ア) 補助金の交付申請手続きについて

那覇市防犯事業補助金は、那覇市防犯事業補助金交付要綱第3条により毎年5月末日までに補助申請を行わなければならないと規定されている。しかしながら、那覇地区防犯協会は、平成25年6月11日、小禄・豊見城地区防犯協会は、同年8月26日に当該年度に係る補助金の交付申請を行っている。

当該要綱第3条の規定を遵守し、適切な時期に交付申請の手続きが なされるよう団体を指導されたい。

(イ) 補助事業の変更手続き及び対象経費の明確化について

小禄・豊見城地区防犯協会の実績報告の収支決算書において、交付 申請時の収支予算書の事業費にはない分担金、標識等購入費等の費目 が事業費として執行されていた。所管課は補助事業の内容変更につい て口頭により市長の承認を行ったとしているが、那覇市防犯事業補助金交付要綱第6条によれば「その内容に変更があった場合は、速やかに書面で報告しなければならない」と規定されている。補助金交付要綱を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。

また、補助金等の額の確定を行う審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条により補助金がどのような経費に充当され、どのような成果を挙げているかを検証・判断できるよう補助金交付要綱において対象経費を支出費目別に明確に示されたい。

(ウ) 実績報告書の確認について

小禄・豊見城地区防犯協会への補助金の対象事業は平成25年4月から平成26年3月まで実施しているにもかかわらず、事業報告書には平成26年2月、3月分の事業報告が記載されていなかった。

実績報告書等の審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条に基づき、申請内容どおりに事業が実施され、経費が適正に支出されたか検証を行うなど適正な審査を実施するよう努められたい。

(出資団体監査)

監査は、出資の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し現地調査を行った。

地方独立行政法人 那覇市立病院(以下「法人」という。)

- 1 団体の概要
- (1) 所在地 那覇市古島二丁目31番地 1
- (2) 基本財産 12億9,920万5,376円
- (3) 開設年月日 昭和55年5月1日 平成20年4月1日に地方独立行政法人に移行
- (4) 設立の目的

地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

- (5) 事業内容
 - ア 医療を提供すること
 - イ 医療に関する調査及び研究を行うこと
 - ウ 医療に関する従事者の研修を行うこと
 - エ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること
 - オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
- 2 市との関係
- (1) 出資金(市出資率 100%)市は、法人に対し平成 20 年 4 月の地方独立行政法人移行時に、病院の 土地(時価 36 億 5,200 万円)、建物(時価 20 億 6,200 万円)、及び地方

公営企業時代に法人が保有していた普通預金(7億6,519万4,366円) 定期預金(13 億円)を出資し、それから退職給付引当金(29 億 7,346 万 3,100 円)移行前地方債償還債務(27 億 9,575 万 6,951 円)一年以内返 済予定移行前地方債償還債務(7億1,076万8,939円)の合計を差し引 いた額 12 億 9,920 万 5,376 円を出資金としている。

(2) 補助金

ア 病院群輪番制病院運営補助金

610万5,000円

イ 小児救急医療支援補助金

652万4,000円

ウ 災害危機対策機器整備事業補助金

1,572万835円

- (3) 負担金(那覇市立病院運営負担金) 3億7,364万8,000円
- (4) 貸付金(病院医療機器整備事業資金貸付金) 2億9,000万円

監査の結果

ア 運営に関する事項

平成25年度収支計画に対する実績は、次のとおりである。

(単位:百万円) 平成25年度収支計画との比較

主なもの	当初計画 (A)	実 績 (B)	(B)-(A)
営業収益	12,093	12,093	0
医業収益	11,776	11,760	16
営業費用	12,137	11,708	429
給与費	6,964	6,688	276
材料費	2,314	2,397	83
経費	1,917	1,707	210
当期純利益	11	446	435

法人は、市長が定めた業務運営に係る中期目標を達成するため、中期計 画及び年度計画を作成し、これに基づき業務を運営している。第2期中期 計画(平成24年4月1日~平成28年3月31日)における平成25年度の当期 純利益は、年度当初計画の1,100万円に対し4億4,600万円で4億3,500万 円の増となっている。これは主に、営業費用が4億2,900万円減少したこ とによるものである。営業費用減少の主な要因は、材料費が8,300万円増 加したものの、計画していた医師、看護師等の確保ができなかったことで 給与費が2億7,600万円、修繕費等経費が2億1,000万円減少したことによ るものである。

経営状況について見ると、対平成24年度比較において、診療単価の加算 となる理学療法士、薬剤師、看護師等の大幅増員による診療報酬の増額も あり、法人の主な収益である医業収益は2億5.021万4.047円増加している。 一方、職員39人増による人件費の増加により医業費用も2億5,889万2,551 円増加している。今後、病院の建替えが検討されており大幅な資金需要の 増加が見込まれることから、さらなる収益の確保と効率的な経営によるコ スト縮減に努め、安定的な経営基盤を確立していく必要がある。

また、財務事務に係る内部統制の向上に努め、適切な事務を執行するこ とが必要である。

以上、運営状況について述べてきたが、法人の事業は下記指摘事項を除き、適切に運営されていると認められる。

(2) 指摘事項

ア 【法人】

(ア) 固定資産の管理について

固定資産管理規程第27条は、「定期的かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳と照合しなければならない」と規定されているが、平成20年4月以降において現物確認はされていない。また、当該規程第20条第5号の規定により「器械備品に資産管理ラベルを貼付すること」とされているが、平成20年度に取得した器械備品の全部とそれ以降の新たに購入した器械備品について資産ラベルの貼付が徹底されていない。

当該管理規程に基づき固定資産の現物確認を行い、適正な資産管理をされたい。

(イ) 物品分任出納員及び物品管理規程等の整備について

医薬品及び診療材料の出納及び保管については、会計実施規程第26条により医薬品については薬剤部長、医薬品以外の物品については財務課用度グループ長を物品出納員と規定しているが、現場で実際に医薬品の出納、管理業務に従事する職員について定められていない。物品管理の責任の所在を明確にするため、任免規定を整備されたい。

また、医薬品及び診療材料の購入、納品、出庫、返品、廃棄等の手続きに関する規程等が定められていない。これら一連の手続きについて、正確かつ効率的に業務を行うために、規程及びマニュアルを整備されたい。

(ウ) 医療機器の選定について

那覇市立病院医療機器選定委員会要領第3条(審議事項)では、 取得見込価格が500万円以上で理事長(病院長)が指定する医療機器の選定に当たっては、審議事項とする旨規定している。平成25年度の500万円以上の医療機器の購入は18件あったが、その内3件のみが那覇市立病院医療機器選定委員会(以下「選定委員会」という。)に付議されていた。

那覇市立病院は、医療機器の購入に当たっては、額の多寡に関わらず病院長が主宰する経営企画会議において必要度・採算性等を検討し購入を決定している。選定委員会に付議されるのは、医療機器を複数のディーラーが扱っている場合及び複数の部署で医療機器を共用する場合である。

医療機器の選定は病院経営に重大な影響を及ぼすことから、前記の条件に限定することなく、「その重要性及び特殊性に鑑み機器選定の適正さと手続きの透明性を確保するため」と規定した選定委員会要領第1条(設置)の主旨に基づき、500万円以上については、同委員会へ付議するよう検討されたい。

(I) 労働組合事務所の無償貸付について

那覇市立病院内の労働組合事務所について、労働組合から借受の申請手続きがなされないまま使用させている。また、当事務所を当組合との労働協約第11条第1項を根拠に無償で貸付けている。

那覇市立病院固定資産貸付規程第6条第1項は、貸付けの申請手続きを定めていることから、当組合に対し同規定に基づき固定資産借受申請書を提出させ、また、同規程第8条第3項第1号は、貸付料の4割以内の減額と定めているため、同規定に基づき対応されたい。

(オ) 那覇市立病院施設管理業務委託について

那覇市立病院施設管理業務委託は、契約額が1億7,278万3,800円、契約期間3年の施設管理業務である。同契約は那覇市立病院契約規程第20条第1項第6号を根拠に、競争入札に付することが不利と認められるという理由で随意契約を締結している。

随意契約の主な理由は、施設の維持管理に実績があること、開院 当初から施設の維持管理を請け負っていることなどとなっているが、 これらは競争入札に付することが不利になる理由にはならない。ま た、事前に3者から見積書を徴取しており、受託が可能な業者が複 数あることから、競争入札を実施されたい。

(カ) 契約事務について

入札及び契約事務において、入札時に指名事業者の決定、予定価格の設定等を行い、契約時には落札者の決定、契約額の確定を行う必要から、少なくとも入札起案時と契約起案時に、その都度決裁を得て、決裁者の確認を得るべきである。

しかし、総務課で所管している「平成 25 年度那覇市立病院警備業務委託」他 7 件の契約事務においては、上記で述べた契約事務手続きが行われておらず、入札起案時の一つの起案で、契約時の決裁を省略して行っていた。

契約時の決裁がないことは、落札者の決定や契約額の確定における決裁者の確認がないまま契約事務手続きが行われていることになり、不適切な事務処理である(入札件数8件中7件あった)。

また、その他事務局の契約事務において、以下の不適切な事務処理が散見された。

- a 契約締結が事後決裁となっているもの
- b 契約書や覚書に契約の日付がないもの
- c 個人情報保護規定に基づく個人情報の特約条項が添付されていないもの
- d 契約書の公印が遡及押印されているもの
- e 随意契約において予定価格が設定されていないもの
- f 事務決裁規程に基づく専決区分を誤っているもの
- q 起案書の決裁欄や見積書に日付がないもの
- h 随意契約の適用条項の誤り及び随意契約理由が不明確となって

いるもの

このような不適切な事務処理は、規定等を確認せず前任者の事務処理に倣い処理を行ってきたことが原因であると考えられる。

契約事務の事務手続きにおいては、内部統制の観点から、規定等に照らしながら処理を行い、事務が適切に処理されるよう努められたい。 イ 【健康部保健所健康増進課】

(ア) 運営負担金の交付要綱制定について

那覇市立病院へ繰出す運営負担金については、これまで総務省通知の「地方公営企業繰出し基準について」に基づき支出を行っているが、明確な算定方法、交付申請、交付決定等の規程が定められていない。

適正な運営負担金を交付するため、運営負担金の目的及び対象を 明確にするとともに、算定方法及び手続等を定めた運営負担金に関 する要綱の制定をされたい。

(イ) 病院事業資金貸付金の要綱制定について

病院事業資金貸付金については、貸付要綱を定めてなく、貸付実施の起案書及び契約書において貸付条件を定めている。貸与するのが公金であることから、当該貸付金制度の目的や使途等を定めた根拠規定が必要である。

貸付の要件及び手続を明示することによって適正な貸付を行うため要綱の制定をされたい。